

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

## I 現 状

### (1) 地域の災害リスク

#### 【洪水：丸亀市洪水ハザードマップ】

- ・当市洪水ハザードマップによると、土器川・金倉川・綾川・大東川の堤防が大雨による氾濫を想定した場合、各河川の流域では最大2mから5mの浸水想定区域に予測され、また、各河川の沿線を中心に広範囲が0.5m未満の浸水想定区域に予測されている。

#### 【土砂災害：丸亀市防災マップ】

- ・当市東部の城山を中心に地域内全域の山沿い地区で急傾斜地崩壊、土石流、地すべり等の危険箇所に指定されている。

#### 【地震：香川県地震被害想定】

- ・南海トラフ地震は今後30年以内に70%～80%の発生確率と言われており、香川県地震被害想定によると、最大クラスの南海トラフ地震の場合、当市の大部分が震度6弱～震度6強の揺れが予測されている。

#### 【ため池：丸亀市ため池ハザードマップ】

- ・当市には、農業用ため池が点在しており、地震や大雨等により決壊した場合に、特に甚大な被害が想定されるため池については、ハザードマップにより浸水想定区域が予測されている。

#### 【その他】

- ・当市においても、過去台風や豪雨による災害が発生している。
- ・平成16年の台風23号による豪雨災害では、各地で多くの被害が発生したが、当市でも家屋全壊、床上浸水、床下浸水、土石流入、土石流による土砂災害など多数の災害が発生している。
- ・当市域東部を流れる大東川は、山間部から平野部に入る地点において勾配が急激に変化するという地形的特徴があることから、台風や梅雨前線などの豪雨により、昭和62年、平成10年、平成16年に飯山町市街地などで浸水被害が発生している。
- ・平成16年の台風23号による豪雨は、当流域で約400戸もの多大な浸水被害が出た。
- ・土器川は、流路延長の短い急流河川のため、洪水が激流となって流れる暴れ川として知られ、平成16年の台風23号では、支川氾濫による家屋浸水（床上75戸、床下142戸）が発生した。

## (2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 673人（平成28年経済センサス）
- ・ 小規模事業者数 549人（平成28年経済センサス）

### 【内 訳】

大分類	商工業者	小規模事業者	備考
A 農業、林業	9	8	
B 漁業	0	0	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	
D 建設業	126	123	
E 製造業	73	58	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	
G 情報通信業	2	2	
H 運輸業、郵便業	16	12	
I 卸売業、小売業	188	129	
J 金融業、保険業	5	4	
K 不動産業、物品賃貸業	18	17	
L 学術研究、専門・技術サービス業	21	20	
M 宿泊業、飲食サービス業	63	39	
N 生活関連サービス業、娯楽業	69	66	
O 教育、学習支援業	20	19	
P 医療、福祉	24	21	
Q 複合サービス事業	5	5	
R サービス業（他に分類されないもの）	33	25	
合 計	673	549	

### 【事業所の立地状況等】

- ・ 当地域は、農業が広く分散しており、また、商工業者の大半は小規模事業者である。
- ・ 建設業・製造業は、飯山地区を中心に立地している。
- ・ 卸・小売業は、綾歌地区を中心に立地している。
- ・ 飲食業は、国道32号線、国道438号線及び県道18号の幹線沿い若しくは幹線に近い場所に多く立地している。
- ・ 国道32号線、国道438号線及び県道18号沿いは、大型小売店やホームセンター、コンビニエンスストアが多く出店している。

## (3) これまでの取組

### 1) 当市の取組

- ・ 各種ハザードマップの策定・全戸配布
- ・ 地域防災計画、事業継続計画の策定・公表
- ・ 市内防災訓練の実施
- ・ 自主防災組織への育成補助金の交付
- ・ 自主防災組織による防災訓練の実施
- ・ 香川県シェイクアウト訓練への参加
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 事業者BCP策定補助
- ・ 災害時各種協定の締結

## 2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国・香川県の施策の周知
- ・当市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・当会事務局での香川県シェイクアウト（県民いっせ地震防災行動訓練）の実施
- ・防災備品を備蓄

## II 課 題

- ・「丸亀市地域防災計画」において当会の役割が記載されているものの、当市と当会との間で細かな対応方針等の協議はなされていない。
- ・当市と当会との協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

## III 目 標

- ・地区内小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業者BCPや事業継続力強化計画の策定支援を行う。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員を育成する。

## ※ そ の 他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

**(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間**

- ・令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

**(2) 事業継続力強化支援事業の内容**

**< 1. 事前の対策 >**

- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・「丸亀市防災計画」及び「丸亀市飯綾商工会事業継続計画」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

**1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知**

- ・巡回指導時に、当市のハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当会の会報やホームページ、市広報等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）や事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

**2) 商工会自身の事業継続計画の作成**

- ・当会は、令和3年1月に事業継続計画を作成（別添参照）。

**3) 関係団体等との連携**

No.	機 関 名	備考
①	香川県商工会連合会	
②	(公財)かがわ産業支援財団	
③	香川県信用保証協会	
④	香川県火災共済協同組合	
⑤	全国商工会連合会が連携協定を結んでいる損保会社	
	東京海上日動火災保険株式会社	
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	
⑥	香川県よろず支援拠点	
⑦	株式会社日本政策金融公庫高松支店	
⑧	丸亀商工会議所	

- ・No.①・②・⑥から中小企業診断士・防災士等の専門家やNo.④・⑤から担当者等の派遣を受けて、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）や事業継続力強化計画の策定を支援する。
- ・No.①・②・⑥から中小企業診断士・防災士等の専門家やNo.④・⑤から担当者等の派遣を受けて、会員事業者以外も対象とした本事業に関する普及啓発セミナー等を開催する。
- ・No.④・⑤から担当者等の派遣を受けて、小規模事業者に対する保険・共済の助言が行えるよう当会の全職員を対象とした勉強会を開催する。
- ・事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して、No.⑦と連携した融資斡旋等を行う。

- ・事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して、No.③と連携した信用保証等の手続き支援を行う。
- ・必要に応じてNo.⑧と連携して普及啓発セミナー等を開催する。
- ・各関係団体が主催する本事業に関するセミナー等の共催を行う。
- ・各関係団体と連携して、本事業に関する国や県、当市の補助事業や制度融資のほか、各種保険・共済制度など、小規模事業者に有益な情報の収集・提供を行う。
- ・各関係団体へ普及啓発ポスター掲示、チラシ等の配布依頼を行う。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCPや事業継続力強化計画等の取組状況を確認する。
- ・当会事務局長及び法定経営指導員と当市担当職員による丸亀市事業継続力強化支援協議会（仮称）を設置して、本計画に基づく支援状況の確認や改善点等を協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱（当市の予測最大震度）の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

### < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に災害用伝言ダイヤル171、香川県商工会ネットワーク、商工会災害システム、またはSNS等を利用して職員の安否や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認し、当会と当市で共有する。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

#### 【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

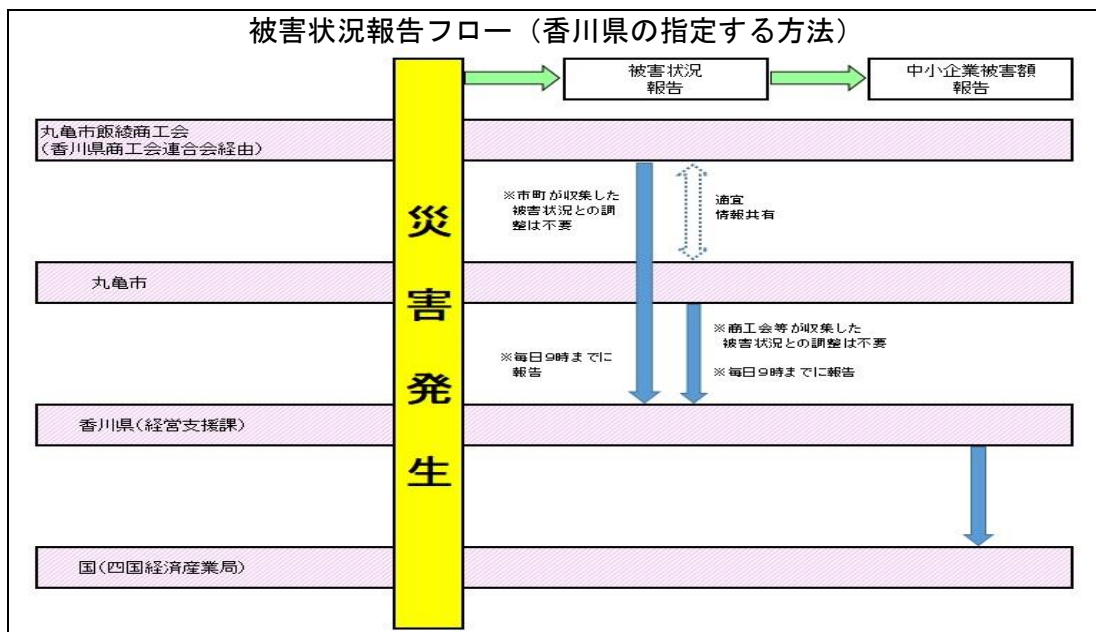
※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、以下に示す香川県の指定する方法及び報告フォーマットにて当会（香川県商工会連合会経由）又は当市より香川県へ報告する。



**報告フォーマット**

【様式1-1】

会員被害状況調査

団体名：  
 報告者：  
 電話番号：  
 F A X：  
 メールアドレス：

年 月 日

事業所名 ※必須	住 所 ※必須 ※記載例：〇〇市〇〇町	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 総額 ※必須 ※事業の再 建に必要な 家およびそ の ※おおよそ 千円 単位	被害額内訳				被害状況 ※任意 ※被災状況がわかる内容があれば記載 ※記載例 ・二階建て建物が全壊（半壊、床上 浸水、床下浸水、全壊、半壊） ・約20㎡の倉庫のトタン屋根が吹き 飛んだ
					土地	建物 ※任意 （事業用災 害に限る）	機械設 備 ※任意	商品、 原材 料、仕 掛品等 ※任意	
1				¥0					
2				¥0					
3				¥0					
4				¥0					
5				¥0					
6				¥0					
7				¥0					
8				¥0					
9				¥0					
10				¥0					
11				¥0					

#### **< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >**

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や香川県、当市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

#### **< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >**

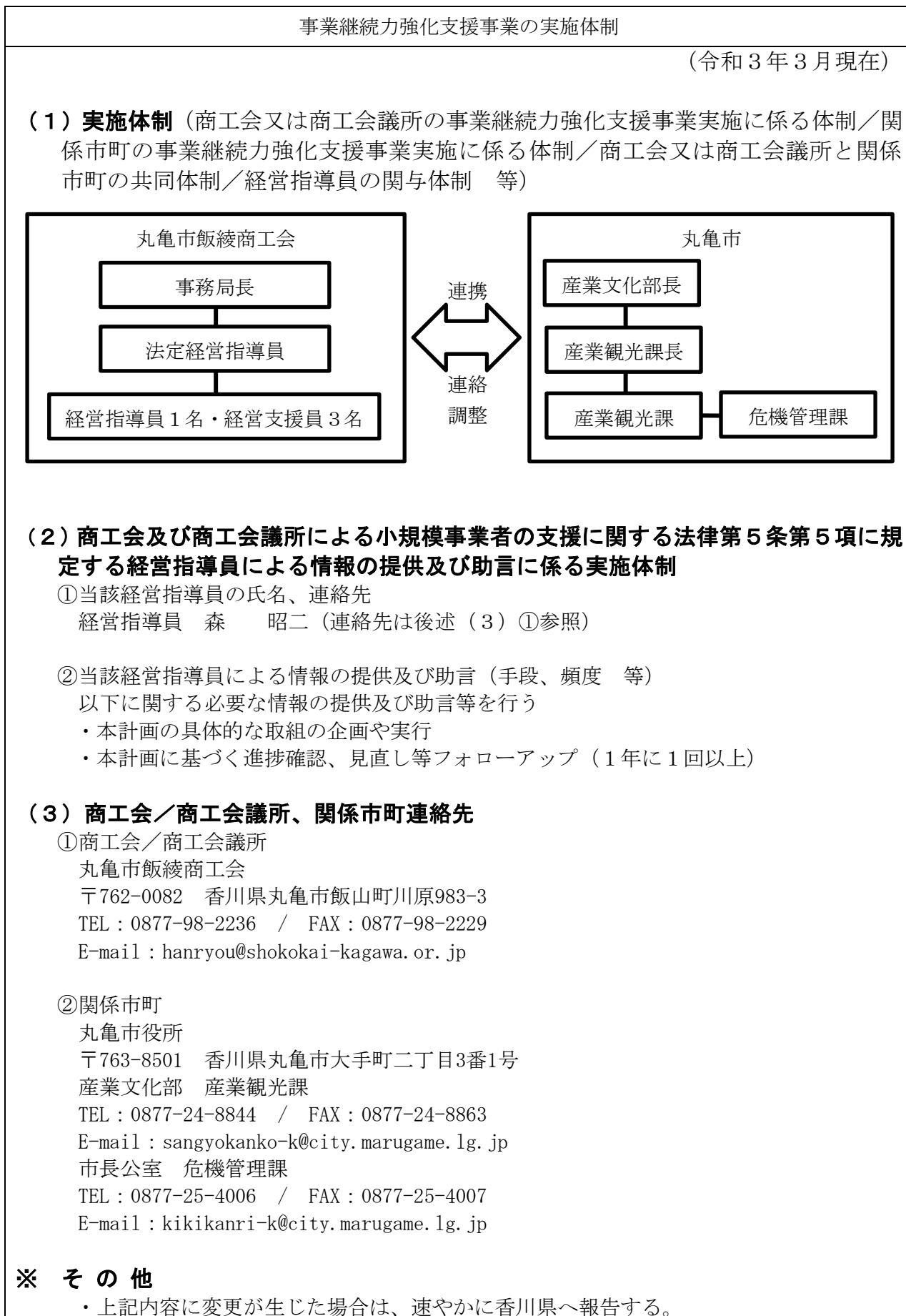
- ・国・香川県等の被災事業者施策の情報を収集するとともに、国や香川県と連携して、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、国や香川県と連携して、他の地域からの応援派遣等を検討する。

#### **※ その他**

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制





(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
必要な資金の額	300	300	300	350	350
・ 専門家派遣費	150	150	150	200	200
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50

調達方法

会費、香川県交付金、丸亀市補助金、事業受託費、受益者負担金 等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等